

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

経営管理部 総務人事課

許認可等の内容		栃木市章の使用承認
根拠法令等及び条項		栃木市章の使用に関する事務取扱要綱第5条
標準 処理 期間	根拠条項	未設定
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
	標準処理期間	日
審査 基準	根拠条項	栃木市章の使用に関する事務取扱要綱第4条第1項及び第2項
	参考事項	栃木市市章デザインマニュアル
	設定等年月日	平成22年11月 1日設定 平成 年 月 日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>栃木市章の使用に関する事務取扱要綱抜粋 (使用基準)</p> <p>第4条 市章は、次に掲げる要件を満たす場合に、使用することができる。ただし、市長が特に認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 市を象徴する意義があること。</p> <p>(2) 市の尊厳を損なわないと認められること。</p> <p>(3) 市及び市章の品位を損なわないと認められること。</p> <p>(4) 公序良俗に反しないこと。</p> <p>(5) 政治活動又は宗教活動を目的としないこと。</p> <p>(6) 自己の商標又は意匠として独占的に使用のおそれがないこと。</p> <p>(7) マニュアルに規定する市章の基本表示色、形状等を正しく使用すること。</p> <p>(8) 市の事業と混同されるおそれがないこと。</p> <p>(9) 市章にほかの図形を加える場合に、市章の一部として混同されるおそれがないこと。</p> <p>2 市章を使用するときは、市長の承認を受けなければならない。</p>	